

令和5年北海道告示第94号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ地内の土地を起業地とする「浦臼町多世代交流施設建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

浦臼町多世代交流施設（以下「本施設」という。）は、町が設置した有識者で構成される「浦臼駅周辺整備検討委員会」（以下、委員会）からの提言に則り整備される、従来町に不足していたあらゆる世代の町民が自由にかつ気軽に集い交流できる公共施設であり、これは第3条第32号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

浦臼町は、本件事業に必要な予算を地方債及び一般財源により計上しており、議会の議決も得ていることから、十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

起業地は令和2年にJR札沼線の廃線に伴い廃駅となった旧浦臼駅に隣接している。

旧浦臼駅周辺は浦臼町の中心部であるが、店舗数の減少等によりその活気が失われつつあることに加え、この廃線によりますます過疎化が進むことが懸念されており、当該エリアの再開発により活気を取り戻すことが課題となっている。

更に、町内には幅広い世代の住民が気軽に集える施設がなく、また子供が遊ぶための施設も不足していることも町の課題となっている。

これらに対し、浦臼町は廃駅に先立ち、委員会を設置し検討を行っていたが、令和3年11月に、委員会から町に対して、旧JR浦臼駅周辺にあらゆる世代の町民が自由に集い、交流できる施設や公園の設置を求める提言がなされた。本施設はこの提言に則り整備されるものである。

具体的には、幅広い世代が自由に使用できる場として多目的室や会議室を備え、また子育て世代向けに水遊び場や遊具、授乳室等を整備される。また、高齢者が利用しやすいよう、バリアフリー施設として整備されることで、幅広い世代の交流拠点となることができる。

また、起業地にある札沼線にゆかりのある倉庫を取得し、施設の一部として活用することで、本線の歴史を次世代に残すことができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び希少動植物の生息がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

起業者は、町づくりの中心である旧浦臼駅周辺部において、会議室等を備えた建物のほか、提言にも求められている子供向け遊具等を備える緑地スペースを確保できることを条件として、これを満たす2カ所を候補地に選び比較検討の上、より旧浦臼駅に近いこと、居住者の有無など現在の利用状況を考慮して起業地を決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本施設は3の(1)で述べたように多世代が自由に集えるような施設を整備することにより、地域の活性化と交流が進むことを期待されている。

また、1で述べたように本施設は委員会からの提言に基づき整備する施設でもあるため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件施設の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。